

## 1 資源管理について

### 1. 資源管理について

国連海洋法条約等により、国が自国内の水産資源の保存と管理の責任を持つとされている。わが国の資源管理においても、この方針に沿って資源管理を行うものと理解してよいか、教示願いたい。

(答)

平成8年に、わが国は国連海洋法条約を批准し、同年7月20日より同条約はわが国に効力を生じることとなったが、同条約は、自国の排他的経済水域における海洋生物資源について漁獲可能量を決定する等の保存及び管理のための措置を沿岸国に義務づけており、わが国においても当該義務の的確な履行を図っていくことが必要となったところである。

このため、わが国においては、「海洋生物の保存及び管理に関する法律」を制定する等、従来より講じている漁業の許可、操業に関する諸規制等とともに同条約が規定する義務に則り、積極的に資源管理施策を展開しているところである。

## 1 資源管理について

### 2. ABC (生物学的許容漁獲量) について

(1) 科学的根拠に基づくABCの設定によって行う資源管理は、国際的にも広く採用されている方式と認識してよいか、教示願いたい。併せて、わが国においても、科学的根拠に基づくABCの設定によって、資源管理をしていると理解してよいか、教示願いたい。

(答)

- 1 国連海洋法条約においては、自国の排他的経済水域における海洋生物資源の保存及び管理に当たっては、入手可能な最良の科学的根拠を考慮する旨が規定されていることから、同条約を批准した各国においては、ABCという指標を用いるかどうかは別として、何らかの科学的根拠に基づきこれら資源の管理が行われているものと認識している。ただし、その精度については、国や資源により様々であると考えらる。
- 2 わが国においても、排他的経済水域における海洋生物資源の資源管理においては、各種調査に基づく科学的知見を基に、その資源管理に努めているところである。

## 資源管理について

### 2. ABC（生物学的許容漁獲量）について

(2) わが国のABCの算定根拠・方法・決定プロセスを教示願いたい。併せて、それらについて、欧米等の代表的な漁業国と異なる特徴的な点があれば教示願いたい。

(答)

- 1 ABC算定の基礎となる対象資源の評価は、調査船調査による情報（産卵量、稚仔量等）、漁船による漁獲情報（漁獲量、漁獲努力量等）、水揚港における情報（漁獲物の年齢構成等）、海洋環境の動向に関する情報（水温、塩分、潮流等）等を収集し、これらの情報を解析することで現存資源量や資源動態を推定し、資源の状態（水準・動向）を把握するという方法で行われている。ABCは、これらの資源評価結果に基づき、漁獲等の影響を推定して将来予測を行った上、資源の維持あるいは回復シナリオに基づき当該資源が生物学的に持続的な利用が可能と判断される漁獲量として算定しているものである。
- 2 具体的な作業は、水産庁から水産研究機関に委託して行われており、内部や地域ブロック等での検討会を通じた資源研究者間の検討結果や漁業関係者等の意見を集約し、最終的に全国資源評価会議やパブリックコメントにかけた上で取りまとめを行い、水産庁が公表しているものである。
- 3 資源評価における資源調査の方法や、そこから得られた情報から資源量を推定する手法等については、基本的に欧米等諸外国（及び地域漁業管理機関）とも同様のプロセスを経て行われており、特に大きな差異があるものではないが、ABCの算定に当たっての考え方や結果の精度については、対象となる資源の特徴・状況や当該資源を漁獲する漁業の実態等に応じ、差異があるものと承知している。

## 1 資源管理について

### 2. ABC（生物学的許容漁獲量）について

(3) 現在のABCの算定根拠・方法・決定プロセスについて、漁業者より「信頼がおけない」等の指摘があるが、水産庁としてこれらの指摘をどのように考えるか、見解を伺いたい。併せて、これらの指摘をABCの算定根拠・方法・決定プロセスに反映させていく方針であるか教示願いたい。

(答)

- 1 ABC算定の基となる資源量の「将来予測」については、現存資源の今後の推移に加え、将来発生する新規加入群の資源量についても推定して加算する必要があることから、ある程度の不確実性が伴うものであり、特にイワシやサバ類等の浮魚においては海洋環境の変化等により、加入量等が大きく変動することが知られている。
- 2 ただし、資源の評価結果とその後の漁獲状況が異なる場合に対し、漁業者から係る指摘がなされていることは水産庁としても真摯に受け止めており、資源予測精度の向上が大きな課題であると認識している。
- 3 このことから、これら新規加入群の多寡等の資源状況をより正確に予測が出来るよう、海洋環境の変化等が資源に与える影響やそのメカニズム（例えば、水温や海流の状況が卵や稚魚の生残にどのように影響するか等）を解明する取り組みを進めている。
- 4 また、資源評価の実施後、新規加入群の状況等について新たな情報が得られ、それにより資源量推定の再考が必要と判断される場合においては、速やかに資源の再評価・ABCの再算定を行うよう取り組んでいる。

(参考)

## さば類ABCの再評価の例

ABCの算定結果(当初評価)については、その後得られた漁獲情報や調査船調査の結果等を加え、事後的に比較検証が行われている(再評価)。

資源の水準や動向によっては当初評価と再評価との間に差異が生じることがある。まさば太平洋系群は現在低位水準にあることから、数年おきに発生する卓越年級群の加入の程度により資源や漁獲の状況が大きく変動する傾向にあるが、同資源の18年ABCは、18年漁期において16年発生 of 卓越年級群が当初の想定以上に漁獲されたため、19年の再々評価では大幅に上方修正された。

### まさば太平洋系群の18年ABC

当初評価(17年実施) : 8.2万ト(18年TACに反映) ←16年までのデータ等で算定  
再評価(18年実施) : 7.9万ト(対前年:96%) ←17年データ等を追加して算定  
再々評価(19年実施) : 17.5万ト(対前年:222%) ←18年漁獲データ等も反映

### ○ さば類18年ABCの再(再々)評価結果 (単位:万ト)

	まさば太平洋	まさば対馬	ごまさば太平洋	ごまさば東シナ海	4系群合計
当初評価(17年実施)①	10.3	10.3	13.4	7.0	38.9
再評価(18年実施)②	8.7	8.7	16.9	13.7	47.2
再々評価(19年実施)③	7.5	8.1	21.4	9.7	56.7
②/①	84%	84%	126%	196%	121%
③/②	222%	93%	127%	71%	120%

### ○ さば類19年ABCの再評価結果 (単位:万ト)

	まさば太平洋	まさば対馬	ごまさば太平洋	ごまさば東シナ海	4系群合計
当初評価(18年実施)④	5.4	9.1	10.0	12.4	36.9
再評価(19年実施)⑤	9.3	8.8	13.3	9.8	41.2
⑤/④	172%	97%	133%	79%	112%

①は、主に16年までの漁獲情報、調査船調査結果等のデータを使用して算定

②、④は、主に17年までのデータを追加して再算定、算定

③、⑤は、主に18年までのデータを追加して再算定(16年発生 of 卓越年級群の漁獲結果も反映)

## 1 資源管理について

### 2. ABC (生物学的許容漁獲量) について

(4) 先に発表された資源評価対象の52魚種のうち、現在、ABCが算定されている魚種数を教示願いたい。併せて、ABCが算定されていない魚種があるならば、算定していない理由について、また、魚種数の拡大に関する考えについても教示願いたい。

(答)

- 1 現在資源評価を行っている52魚種(90系群)のうち、ABCを算定している魚種数は、38魚種(76系群)である。
- 2 一方、一部の魚種についてはABCの算定を行っていないが、これはABCの算定を行うに足る生物学的な知見が十分でなかったり、当該資源について資源回復計画等に基づく具体的な資源管理措置を実施するにあたり、漁獲の量的管理等よりも、例えば体長制限や漁期制限等の質的管理がより適切と考えられることによるものである。  
(マアナゴ(伊勢・三河湾系群)、マチ類(4種、奄美諸島・沖縄諸島・先島諸島)、イカナゴ類(宗谷海峡)、イカナゴ(伊勢・三河湾系群)、シャコ(伊勢・三河湾系群)、東シナ海底魚類(6魚種、東シナ海))
- 3 我が国周辺水域における資源評価対象種の選定にあたっては、TAC制度、資源回復計画、国際交渉等の資源管理施策上の必要性に対応し、適宜見直しを行っているところである。

## 1 資源管理について

### 3. TAC（総漁獲可能量）について

(1) 科学的根拠に基づいて資源管理を行うのであるならば、ABC以下にTACを設定しないと、持続的な水産資源の利用ができないと考えるが、見解を伺いたい。

(答)

- 1 TACの設定は、「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（以下「資源管理法」という。）」に基づき、対象魚種の資源動向（科学的知見）を基礎とし、当該資源に係る漁業の経営等を勘案して行うこととされており、水産政策審議会の意見を聴いて農林水産大臣が定めることとなっている。なお、経済上の要因を勘案する点については、国連海洋法条約においても規定されているところである。
- 2 このTAC設定の際に参照するABCは、中期的（5～10年程度）に資源を「維持」あるいは「回復」させる等の目標を達成するために、翌年1年間の漁獲量として適当とされる水準で算定されるものであるが、資源の今後の動向をどう設定するか（維持あるいは様々な回復シナリオ）により、様々な数値が算定されるものであり、提示されたABCを超えるTACを設定する場合でも、資源の維持あるいは回復のシナリオを十分考慮しているところであることから、直ちに持続的な水産資源の利用を損なうものではない。
- 3 ABCを上回ってTACを設定している主な要因は、日本沿岸で広域に回遊し、漁場形成の変動が大きい浮魚類について、良好な漁場が形成された場合に当初配分量が不足する県等に対して、数量を追加配分するための調整枠を設定していることや、一部の魚種において海洋環境条件により資源状態が急激に変動するという魚種特性やTAC引き下げによる漁業経営への影響を勘案していることによるものである。

資源管理について

3. TAC（総漁獲可能量）について

(2) ABCの算定数量に基づくTACの設定に係る決定プロセス及び直近のABC及びTACの数量を教示願いたい。

(答)

- 1 TAC設定のプロセスの概要としては、まず科学的知見として資源調査結果に基づき算定された様々なABCを活用し、漁業経営の事情等を勘案しつつ魚種毎にTAC(案)を作成し、その後漁業者・都道府県等との調整を行った上で、水産政策審議会の意見を聴いて定めているところである。
- 2 具体的には、資源管理法第3条に規定された「海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画」(以下「資源管理基本計画」という。)の案を水産政策審議会(資源管理分科会)に諮問し、同計画に定める基本理念や中期的管理方針に則って、毎年の設定を行っている。
- 3 なお、直近のTAC魚種毎のABCとTAC数量は別添(平成18年11月10日水産政策審議会資料)資料を参照されたい。



(単位:万トン)

魚種	系統	資源状況		ABC limit				TACの算定とする原量		漁獲とする原量(19年)		TAC		備考
		水準	期間	17年	18年	19年	18年	19年	18年(さば類の外案)	19年(案)				
まいし	太平洋	中位	減少	3.8	4.2	4.3	4.2	4.3	漁獲量を2007年水準に維持					
	対馬海峡	中位	横ばい	17.3	22.3	18.5	25.7	18.5	漁獲量を維持					
合計				21.3	26.5	23.0	29.9	22.8		42.0	32.0			いわし、あじ、さば類については、漁獲原量の算定に対応するため、係数(大臣分19、知事管理分1.5)を算定
まいわし	太平洋	低位	減少	2.5	3.0	2.5	4.7	2.5	漁獲原量への減少を回避し、漁獲量の維持以上を目指す					
	対馬海峡	低位	横ばい	-	-	-	0.2	0.4	現在の資源量を維持					
	合計			2.5	3.0	2.5	4.9	2.9		6.0	3.5			いわし、あじ、さば類については、漁獲原量の算定に対応するため、係数(大臣分1.3)を算定 大臣管理分は数値配分、知事管理分は「若干」
さば類	太平洋	低位	増加	3.3	8.2	5.4	-	7.0	現在の漁獲量を維持					
	対馬海峡	低位	横ばい	7.1	10.3	9.1	-	10.7	漁獲量を維持					
	太平洋	高位	増加	8.7	13.4	10.0	-	7.8	漁獲量を1995年水準以上に維持					
	東シナ海	高位	増加	8.4	7.0	12.4	-	14.7	漁獲量を維持					
合計			28.5	38.9	38.9	43.4	40.2		58.8	54.4			新規のH15漁期TAC(H18.7-19.6)は、当初のH18(TAC(H18.7-12)から削減(H18.1-6)の漁獲実績を差し引いたものと、H19年前期(H19.1-8)TACとの合計である。 -H19漁期TAC(H19.7-H20.8)は、H19年後期(H19.7-12)TACと、科挙者が追加的に実施したH20年資源評価の内容を踏まえたH20年前期(H20.1-8)TACとの合計である。	
するめいか	太平洋	中位	減少	16.4	11.6	10.8	11.8	8.1	資源回復の不確実性を考慮して予防的措置をとる					
	対馬海峡	高位	減少	19.3	23.4	24.3	23.4	24.1	MSY水準の達成と維持					
	合計			35.9	35.0	35.1	35.0	32.2		35.9	32.2			大臣管理分の配分割合は、関係漁業者間の合意による。

(注)・TACの魚種別の管理期間は、すずどうたらは「平成19年4月～平成20年3月」、さば類及びすめいかは「平成19年7月～平成20年6月」、それ以外は「平成19年1月～12月」。

(単位:トン)

魚種	系群	資源状態			ABClimit			TACの基礎とする数量			TAC				
		水準	動向	17年	18年	19年	基礎とする数量(19年)			18年(さば類のみ算)	19年(算)	備考			
							18年	19年	19年						
すわいがに	西館日本海	中位	増加	5,000	5,500	5,600	5,500	5,500	5,500	5,500	5,500	5,500	5,500	5,500	
	北部日本海	中位	増ばい	430	290	300	280	300	300	300	300	300	300	300	
	北海道西部	中位	増加	38	42	44	43	44	44	44	44	44	44	44	
	オホーツク海	低位	増ばい	73	189	352	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	ロシア水域とのまたがり資源であるため、漁獲量の増減を考慮できる数量を設定。 (大正管理分と北海道知事管理分の配分割合は、関係業界間の合意による。)
	太平洋北部	中位	増ばい	40	310	300	280	280	280	280	280	280	280	280	
合 計				6,591	6,331	6,596	7,113	7,224	7,224	7,113	7,224	7,224	7,224		

(注) TACの集理別の管理期間は、すけとうたらは「平成19年4月～平成20年3月」、さば類及びすわいがにには「平成19年7月～平成20年6月」、それ以外は「平成19年1月～12月」。

1 資源管理について

3. TAC（総漁獲可能量）について

(3) ABCが算定されているにもかかわらず、TACが設定されていない魚種があるが、その理由を教示願いたい。併せて、TACの対象魚種の拡大に関する考えについて教示願いたい。

(答)

- 1 TAC対象魚種は、以下の①～③の基準のいずれかに該当する魚種の中から、漁獲可能量を決定するに足るだけの科学的データ及び知見が蓄積されているものを海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行令で指定しているところである。
  - ① 採捕量が多く、経済的価値が高い魚種
  - ② 資源状況が極めて悪く、緊急に保存・管理を行うべき魚種
  - ③ 我が国周辺で外国漁船により採捕が行われている魚種
  
- 2 現在、上記条件を満たす魚種として7種（さば類（まさば及びごまさば）で1魚種としてカウント）を政令指定しているところであるが、今後の魚種の追加についても検討してまいりたい。

- 米国においては、「マグナソン-ステイブンス漁業保存管理法を基本に漁業管理を行っている。地域漁業管理委員会は漁業管理計画を策定し、総漁獲量規制、漁船漁具の制限、禁漁期／禁漁区、体長／体重制限などを講じている。
- 個別漁獲割当が実施されている漁業は8種類であり、水揚量ベースで2%、水揚金額で10%である。議会において、ITQに関して包括的な議論をまとめたペーパーが提示されており、メリット・デメリットが整理されている。
- 漁獲量の動向としては、外国船の締め出しによりスケトウダラ生産量が急伸したものの、他の資源は漸減傾向にある。
- 自給率については低落傾向にある。

○米国議会ペーパーにおけるITQのメリット・デメリット

メリット	デメリット
<ul style="list-style-type: none"> <li>①漁獲のシェアが確保されているので、過剰漁獲を減少させ、もつとも経済的な漁獲方式が選択できる。</li> <li>②漁業者は水揚時期を選択できるので、魚価について価格交渉力を持つことができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①新規の参入者はクォーター確保の経営が必要となるので、その参入が阻害される。</li> <li>②クォーターを最大限利用しようとして小型魚の投棄や漁獲のごまかしが生じやすくなる。</li> <li>③漁獲の独占・寡占により魚価が固定化しやすくなる。</li> <li>④漁船数や雇用の減少により沿岸コミュニティの存続を危うくする。</li> </ul>

○米国漁獲量(アラスカ州以外)

214万トン(1995年) → 184万トン(2005年)

○自給率は低落傾向

86.2%(1991-93平均) → 71.8%(2001-03平均)

(参考)

## 1 資源管理について

### 3. TAC（総漁獲可能量）について

(4) ABCが算定されているにもかかわらずTACが設定されていないということは、その魚種については持続的な利用ができない可能性がある、または、持続的な利用ができる可能性があるにもかかわらず、その状況を放置していると考えられるが、見解を伺いたい。

(答)

- 1 我が国では従来から、漁業法等に基づき、漁船の隻数、トン数、操業期間・区域等の規制（いわゆる入り口規制）を講じてきたところであり、これらを通じて、漁獲対象資源の適切な利用を図ってきたところである。TAC等漁獲可能量の設定はこれら資源管理の一手法として提示された方策であるが、量的側面のみを規定したTACによる管理が水産資源の管理として唯一無二のものではなく、魚種や対象とする漁業種類に応じて、様々な管理手法を駆使することが必要とされているところである。
- 2 このため、TAC対象種となっていない場合であっても、持続的な利用に向けた取組が放置されていると結論づけるのは適当ではなく、漁業法等に基づく管理のほか、緊急に資源の回復を図ることが必要な魚種を対象にした資源回復計画による取組等、資源の持続的な利用を図るための措置が多方面に渡って講じられているところである。

## 資源管理について

### 3. TAC（総漁獲可能量）について

(5) 現在、TACが設定されている魚種について、ABCを大幅に上回って設定されているものがあるが、この理由を教示願いたい。併せて、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（以下、TAC法という）において、TACの設定については、「漁業の経営その他の事情を勘案して定める」とあるが、その数量的根拠が算出されているか教示願いたい。

(答)

1 平成18年時点でTACがABCを上回って設定されている魚種には、以下のようなものがある。

(1) 18年TACにおいて、浮魚類である「まあじ」、「まいわし」及び「まさば及びごまさばについては、TAC/ABC比は、1.4～1.6となっている。

この主な要因は、浮魚類は日本沿岸で広域に回遊し漁場形成の変動が大きいことから、良好な漁場が形成された場合に当初配分量が不足する県等に対して、漁場の形成状況に応じて数量を追加配分するための調整枠の設定等を行っているためである。

(2) 「すけとうだら」では、18年におけるTAC/ABC比は、1.7となっている。これは、近年、すけとうだら資源のABC値は下がっており、毎年TACの引き下げを行っているが、すけとうだらへの依存度が高い漁業経営に対する激変を緩和するよう、「漁業の経営」等を勘案し、関係漁業者の了解できるギリギリの水準で設定しているためである。

2 漁業経営等の事情を勘案する場合、関係漁業者の最近の漁獲水準や他の魚種の漁獲状況を目安にして検討が行われているが、各々のTAC魚種に依存する漁業種類や経営状況は非常に多岐に上るため、そのすべてについて数量的根拠を算出して対応しているものではない。なお、TAC設定に当たっては、ABCをベースとしない場合においても、ABC算出時の様々な漁獲シナリオ（維持あるいは回復シナリオ等）に応じた漁獲水準を参考としている。

## 1 資源管理について

### 3. TAC（総漁獲可能量）について

(6) ABCを大幅に上回ってTACが設定されているということは、その魚種については持続的な利用ができない、または、その状況を容認していると考えられるが、見解を伺いたい。一方、ABCを大幅に下回ってTACが設定されているということは、その魚種については資源の有効な活用がなされていない、または、有効な活用を制限していると考えられるが、見解を伺いたい。

(答)

1 現在、TAC対象魚種については、資源管理基本計画において中期的（5年程度）な資源管理方針を定め、これに則して、資源の持続的利用を図っていくよう毎年のTAC設定を行うこととしている。

このTAC設定の際に参照するABCは、中期的（5～10年程度）に資源を「維持」あるいは「回復」させる等の目標を達成するために、翌年1年間の漁獲量として適当な水準として算定されるものであり、ABCは資源の今後の動向をどう設定するか（維持あるいは様々な回復シナリオ）により、様々な数値が算定されるものであるが、ABCを超えるTACを設定した場合でも、資源の維持あるいは回復のシナリオを十分考慮しているところであることから、直ちに持続的な水産資源の利用を損なうものではない。

2 ABCを大幅に下回ってTACを設定することについては、さんまについては、漁獲量の増加により漁獲金額が減少する傾向が顕著であることから、将来に向けて安定的な供給を確保する観点から、TACを安定的に設定することとしているものである。なお、養殖用餌料の需要や輸出の増加を踏まえ、各地の漁業者や加工流通業者の意見を聞いて19年TACの増枠を行ったところであり、今後も、需要の状況等を踏まえたTACの設定に留意していくこととしている。また、「北太平洋公海域におけるさんま資源利用の在り方検討会」を本年8月に設置し、これまでさんまの漁獲を行っていないトロール漁業やまき網漁業関係者も参加し、具体的な需要・販路等をも念頭に今後のさんま資源の利用の在り方も含め検討を行っているところである。

## 1 資源管理について

### 3. TAC（総漁獲可能量）について

(7) 魚種によって、ABCを上回るもしくは下回るTACの設定がなされている理由を教示願いたい。

(答)

18年TACについてみると、理由は以下のとおり。

- ① ABCを上回るTACとなっているもの：すけとうだら、まあじ、まいわし、まさば及びごまさば（(5)参照）

・すけとうだら：

すけとうだらへの依存度が高い漁業経営に対する、TAC引き下げによる激変を緩和するよう、「漁業経営の事情」を勘案しているため。

・まあじ、まいわし、まさば及びごまさば：

広域に回遊し漁場形成の変動が大きい浮魚類について、良好な漁場が形成された場合に当初配分量が不足する県等に対して、漁場の形成状況に応じて数量を追加配分するための調整枠を設定していること。また、まいわし及びまあじの一部系群で、海洋環境条件により資源状態が急激に変動するという魚種特性も踏まえ、漁業経営への影響を勘案しているため。

- ② ABCを下回るTACとなっているもの：さんま（(6)参照）

さんまは、漁獲量の増加により漁獲金額が減少する傾向が顕著であることから、将来に向けて安定的な供給を確保する観点から、ABCが増加した場合でも、需要への対応に配慮しつつ、TACを安定的に設定することとしているため。

## 1 資源管理について

### 3. TAC（総漁獲可能量）について

(8) TACの設定及びその決定については、数的根拠が不透明であり、かつ、一度決定されたTACも漁業者の意見により変更されるといった指摘がある。今後は、TACの設定及び決定については、数的根拠を用いた透明性のあるルール化が必要と考えるが、見解を伺いたい。

(答)

- 1 TAC設定に当たっては、既述したごとく、対象魚種の資源動向を基礎に、当該資源に係る漁業の経営等を勘案して行うこととされており、水産政策審議会の意見を聴いて農林水産大臣が定めることとなっている。
- 2 数的根拠が不透明であるとの指摘は、おそらく魚種毎のABC値の選択や調整枠の設定、複数の系統群に分かれている魚種の数値の統合等、最終的なTAC数量の算出には複雑な作業が不可欠なことから、一般の方々から見てその根拠がわかりづらくなっているものと推察している。また、一度決定されているTACが変更されているとの指摘は、漁場形成等を踏まえ漁期途中であっても調整枠の利用に基づく配分の変更を実施したり、科学者による資源の再評価によるTACの再設定が実施されていることから、この点を指すものと思われるが、これらはTACの運用にとって避けて通れない措置でもあるところ、その必要性につき理解を求めることが必要と認識しているところである。
- 3 TAC数量については、これまでもパブリックコメントを経たうえで、その算定に当たっての考え方を説明した資料とともに水産政策審議場に諮ってきているところ、今後とも本手続きの中で十分な説明を行うとともに、透明性の確保に留意しつつ適切な対応を図って参りたい。

1 資源管理について

4. TACのモニタリングについて

(1) 現在、設定されたTACについて、漁業者にどのように配分し、実際の漁獲をどのように監視し、漁獲数量をどのように把握しているのか、教示願いたい。

(答)

1 TACの数量配分については、「海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画」により、資源毎に、全体数量、操業区域別の数量（ずわいがに及びすけとうだら）を定め、さらに、指定漁業（大臣管理）別および都道府県別の数量を定めることで配分を行っており、個々の漁業者への配分は行っていない。

2 漁獲数量の把握については、オンラインシステム（一部FAX）により、市場の水揚げ伝票に基づく数量データを所属漁業団体等（都道府県管理分については都道府県）を経由して、国の業務委託先である漁業情報サービスセンターにて集計しており、国がこの数量情報を随時把握している。

なお、前月分の数量は、翌月10日までを基本として報告を求めており、TAC枠の消化率が高くなった場合には、より短い間隔で報告を求めている。

1 資源管理について

4. TACのモニタリングについて

(2) 設定されたTACを超過することが予測された場合の対応を教示願いたい。

(答)

TAC対象魚種の漁獲量がTACを超過することが予想された場合には、漁業者団体等を通じ採捕の抑制について要請を行うほか、魚種によっては、必要に応じ採捕に関する指導や停止命令を実施することとなる。

## 1 資源管理について

### 4. TACのモニタリングについて

(3) 2006年度漁期のサバ類の漁獲において、自主的な操業停止を求める行政措置がなされたと聞くが、この措置はTACの超過前になされたものか、また、超過後になされたものか、教示願いたい。併せて、TAC法においては、「採捕の数量がTACの数量を超える恐れが著しく大きいと認めるとき、採捕の停止に関し必要な命令をすることができる」とされているが、今回の行政措置が、TAC法に照らして妥当なものであると考えているのか、見解を伺いたい。

(答)

- 1 2006年漁期のさば類の指定漁業（大臣管理：大中型まき網分）TACの超過に関しては、同年9月以降、北部太平洋水域においてさば類の高水準な漁獲が続いたことから、水産庁より、TAC管理団体である社団法人全国まき網漁業協会に対し、口頭および文書でTACの遵守とそのための漁獲の抑制を要請したところである。さらに3月上旬に、大中型まき網分のTACが超過していたことが明らかになったため、同団体に対し、6月末までの間さば類を目的とした操業を自粛するよう求めるとともに、今後かかる事態を招来しないよう次漁期に関する改善措置計画の策定を要請したものであるが、具体的採捕自粛を求めたこの措置はTAC超過を確認した後のものであった。なお、これら経緯の中で行われた一連の行政措置はTAC法に照らしても妥当なものであると考えている。
- 2 なお、上記さば類のTACに関しては、大中型まき網がその配分量（395千トン）を超過（約63千トン超過）したものの総漁獲数量は612千トンであり、全体のTAC数量655千トンを超過してはいない。

## 1 資源管理について

### 5. 個別漁獲割当制度（IQ制度またはITQ制度）の導入について

(1) 現在、個別漁獲割当制度について、導入の可否等の検討がなされていると聞くが、その検討内容及び進捗状況等について教示願いたい。

(答)

1 個別漁獲割当制度については、個々の漁業者に一定の漁獲量が割り当てられるため、過剰投資の抑制や操業の効率性の改善が図られるという利点がある一方、

- ① 割当量が低価格魚によって満たされてしまうことを避けるため、価値の低い小型魚が洋上で投棄される
- ② 割当量を超過して漁獲した場合には、これを隠蔽するために漁獲量の虚偽報告が行われる
- ③ 行政が個々の漁業者又は漁船に割当てを行い、その漁獲量を直接把握する必要があるとともに、小型魚の洋上投棄や漁獲量の虚偽報告等を防止するための管理取締費用が増加するなど、管理コストが高い

といった問題点があり、現在、こうしたメリット・デメリット等を踏まえつつ、その導入について検討しているところである。

2 具体的には、本年5月、関係業界（全漁連、まき網、底びき網、いか釣り、さんま、かつお・まぐろ、かにかご等関係漁業団体）を対象に、「第1回個別漁獲割当方式に関する検討会」を開催したところである。

その中で、当方から、IQのメリット・デメリットや諸外国における取組状況等について説明した上で、各業界に対し、IQの導入が及ぼす影響について検討するようお願いしたところであり、現在、これらを基に、関係業界と個別に意見交換を行っているところである。

3 なお、現在、個別漁獲割当制度に関しては、

- ① 昨年4月から、みなみまぐろについて、
- ② 本年9月から、日本海べにずわいがにについて、それぞれ導入しているところである。

## 1 資源管理について

### 5. 個別漁獲割当制度（IQ制度またはITQ制度）の導入について

(2) TACの厳守について、現行のいわゆるオリンピック方式は、漁業者間の過剰競争やTACの超過をもたらす要因となっており、持続可能な水産資源の利用のためには、他国でも導入されている個別漁獲割当制度の導入が必要と考えるが、見解を伺いたい。併せて、既にミナミマグロ等の一部の魚種で導入されている個別漁獲割当制度の対象魚種の拡大について教示願いたい。また、拡大について問題があるならば、具体的な問題点を教示願いたい。

(答)

### 1 TACの管理については、

- ① 漁業者や漁船の数が諸外国に比べ格段に多く（例えば、漁船の隻数についてみると、米国約3万隻、豪州約5千隻、ニュージーランド約1千8百隻、アイスランド約1千6百隻、ノルウェー約8千隻に対して、我が国は約22万隻となっている。）、
- ② 多くの魚種を対象として多様な漁業種類が存在する（他方、諸外国においては、例えば、アイスランドではタラ類が水揚げの約半分を占めるとともに、ノルウェーでは4、5魚種で水揚げの8割近くを占めるなど、単純な魚種構成となっている。）

という我が国漁業の実情に即し、漁獲量のチェック等の管理コストが低く、関係者に理解されやすいという利点を有するオリンピック方式を基本として実施しているところであるが、その管理の枠内においては、

- ① TACを漁業種類別・海域別等に割り当てることにより、資源の利用の適正化を図っていること
- ② 漁業法等に基づく規制等により、漁獲努力量自体を管理していること
- ③ 漁業者の自主的な話し合いに基づく秩序ある操業が行われるよう協定制度を設けていること

等により、できるだけ適正な資源利用が実現するよう措置してきているところである。

2 特に我が国のように、漁業者や漁船が漁獲対象資源に対し相対的に多く、旬や産地により魚の価格が大きく異なるような状況に照らせば、個別漁獲割当制度を導入したからといって、過剰競争がなくなるとは考えられず、さらにTAC超過のおそれが払拭されることになるとは考えられない。

3 いずれにせよ、個別漁獲割当制度に関しては、TAC対象魚種である

か否かに関わらず、メリット・デメリットが存在することから、これらを踏まえ、現在、その導入について検討しているところであるが、その問題点としては、既述のとおり、

- ① 価値の低い小型魚が洋上で投棄される
- ② 割当量の超過に伴う虚偽報告が行われる
- ③ 行政による管理コストが高い

といったものがあげられ、実効性のあがる仕組みを構築するという観点からは、どのようにして過度の規制や行政コストを必要としない管理体制を整備するのかということが特に重要と考える次第である。

# 諸外国での漁業管理の状況

国名	資源管理の手法			ITQ制度導入後の状況		ITQの影響	備考
	IC方式	ITQ方式	オレベツ方式	漁船数	ITQ適用漁業		
日本	●		●	約22万隻			
アメリカ	■	●	●	約3万隻	・オレゴン・ペンシルバニア漁業、大西洋沿岸のヒメカイアシ、ペンシルバニア、大西洋クロマグロ、ペーリングギョウチンなど6漁業を管理。運搬管理漁業の総漁獲量の約2%、総漁獲量の約10%に相当。	・漁獲効率の向上、漁獲の増加などが認められた反面、漁業集約の増進やクォータ取引価格の高騰が問題化。	・ITQ新制度導入は2002年度で完了。その後は1漁業にのみ導入。漁獲効率や公平性に関する議論や、地域別などの特典を要請。
オーストラリア		●	●	約5千隻	・国管理漁業のうち、ミナミマグロ、南東海鱈・ロールなどの3漁業種、総漁獲量・金額の約4割に相当。		
ニュージーランド	■	●	●	1757隻	・総漁獲量・金額の9割以上を管理。	・効率性向上と同時、クォータ集約が顕在化。	・今後はIQを全てITQに移行する方針。
アイスランド		●	●	1570隻	・総漁獲量の98%以上を管理。	・漁船の大規模化・効率化。 ・クォータ集中とクォータを減じた小規模所得が発生、小漁船の消滅が問題化。	・2004年より小型漁船にもITQ導入。
ノルウェー	●			8187隻			・船別割当が基本。
デンマーク	●	●	●	3880隻	・2003年から2007年まで北海ニシン漁業(漁船数約100隻)に暫定導入。総漁獲量の11%、金額の7%に相当。		
イギリス	●	●	●	7110隻	・船別割当が2002年からITQ化。		
フランス	●		●				
スペイン	●		●				
カナダ	●	●	●	22800隻	・2002年よりメジロを延縄漁業に導入。総漁獲量の0.1%程度。		
ロシア	●						
中国	—	—	—				
韓国			●				

(注) ITQ制度導入国については、(独)水産総合研究センター 牧野博士資料による。

(参考)

## 1 資源管理について

### 5. 個別漁獲割当制度（IQ制度またはITQ制度）の導入について

(3) 現在、IQ制度が導入されているミナミマグロについて、配分された漁獲可能量に比して漁船数が過剰であり採算に見合う漁獲量が確保できないとの指摘がある。しかしながら、今後の水産業分野については、意欲のある経営者が創意工夫を発揮し、自由に競争できる環境を整備することが必要であり、個別漁獲割当制度の導入においても、一定ルールの下、競争を促すことが可能なITQ制度の導入を前提に検討すべきと考えるが、見解を伺いたい。

(答)

- 1 ITQ制度については、IQ制度と同様のメリット・デメリットに加え、
  - ① 割当量に譲渡性が付与されるため、ある漁業者が自分に割り当てられた割当量の全量を消化する見込みがない場合には、割当量を他の漁業者に譲渡することにより、無駄のない資源利用が期待できるという利点がある一方、
  - ② 譲渡を通じて特定の漁業者に割当量が集中し、それに伴い漁村の崩壊のおそれがある、あるいは、割当量が市場原理に基づいて取引されることにより、誰がどれだけの割当量を保有し、それに基づきどれだけの漁獲量をあげているのかということを適時適切に管理することが難しくなるといった問題点がある。
- 2 また、諸外国においても、一部の国を除き、特定の魚種でITQ制度が導入されているにすぎず、実際に導入された事例をみても、アラスカにおいては、ギンダラ、オヒョウについてのITQ制度導入により、漁船の統合が進んだ一方で、加工場の閉鎖や水揚港の集中により漁村の疲弊が進んだとされている。
- 3 こうしたことに加え、
  - ① これまでオリンピック方式を基本とした資源管理を行ってきた中で、現在のところ、漁業者の間で、ITQ制度を導入するべきとのコンセンサスが得られていない、
  - ② IQ制度を導入するには、大きな行政コストをかけずに各漁船の漁獲量を正確に把握するための管理体制が必要となるところ、割当量の譲渡が伴うITQ制度については、IQ制度以上に漁獲量の管理が困難となるとともに、多大な行政コストも必要となる、といった問題も存在するところである。
- 4 このように、我が国においてITQ制度を導入することについては、

資源管理上の問題に加え、漁業振興上・地域振興上の影響も十分に斟酌しなければならず、IQ以上に難しい問題があることから、慎重に検討する必要があるものと考えている。

## 1 資源管理について

### 5. 個別漁獲割当制度（IQ制度またはITQ制度）の導入について

(4) 水産政策審議会において、一部の漁業者からITQ制度が日本の漁業に馴染まないとの指摘があったと聞くが、どのような理由で日本の漁業に馴染まないとの指摘をしているのか、教示願いたい。併せて、政策としてITQ制度を導入する場合に、どのような懸念、問題点があるかと考えるか、見解を伺いたい。

(答)

- 1 ITQ制度については、本年2月に開催された水産政策審議会資源管理分科会において、割当量の譲渡を通じて、力のある企業による寡占が生じる可能性があるとの指摘がなされたと承知している。
- 2 なお、我が国において、政策としてITQ制度を導入する場合、譲渡を通じて特定の漁業者に割当量が集中するなどの問題点や諸外国における導入状況に加え、
  - ① 上記の指摘にもあるとおり、現在のところ、漁業者の間で、ITQ制度を導入するべきとのコンセンサスが得られていない、
  - ② IQ制度を導入するには、大きな行政コストをかけずに各漁船の漁獲量を正確に把握するための管理体制が必要となる。割当量の譲渡に伴うITQ制度については、IQ制度以上に漁獲量の管理が困難となるとともに、多大な行政コストも必要となる、といったことが特に懸念されるところである。